

京都市告示第 153 号

京都市京北森林公園の指定管理者である特定非営利活動法人森守協力隊から、京都市京北森林公園条例第 4 条の規定に基づき、開所時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 28 年 5 月 30 日

京都市長 門川大作

変更する開所時間

変更前	開所日時	平成 28 年 5 月 31 日 (火) 午前 9 時から午後 5 時まで
変更後	開所日時	平成 28 年 5 月 31 日 (火) 午前 9 時から午後 9 時まで

(産業観光局農林振興室林業振興課)